



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課）	3
沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）	6
沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（税務課）	8
沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）	12
沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（福祉政策課）	13
沖縄県犯罪被害者等支援条例（消費・暮らし安全課）	14
沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例（水産課）	18
沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課）	19
沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局病院事業経営課）	22
沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部運転免許試験課）	22

規 則

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）	24
沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	24
沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	25
沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則（消費・暮らし安全課）	27
沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課）	28

病院事業局事項

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程	30
---------------------------------	----

選挙管理委員会事項

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示	31
--	----

公布された条例のあらまし

- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第37号）
 - 1 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料等の徴収根拠を定めることとした。（別表第3関係）
 - 2 この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第38号）
 - 1 機構指定納付受託者が納付し、又は納入すべき徴収金については、当該機構指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について納税者等から徴収できないこととする措置を講ずることとした。（第15条の2関係）
 - 2 不動産を取得した者は、当該取得について、当該不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合は、不動産取得税に係る県に対する申告書の提出を要しないこととする等の措置を講ずることとした。（第68条、第72条及び第80条関係）
 - 3 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度分の個人の県民税及び居住年が令和7年であるものまで延長する措置を講ずることとした。（附則第5条の2関係）

- 4 その他所要の改正を行うこととした。(第24条の2、第28条、第58条及び第76条並びに附則第20条関係)
- 5 この条例は、次に掲げる日から施行することとした。(附則第1項)
 - (1) 4に係る部分(第24条の2及び第28条に係る部分を除く。) 公布の日
 - (2) 3に係る部分 令和5年1月1日
 - (3) 1及び2に係る部分 令和5年4月1日
 - (4) 4に係る部分(第24条の2及び第28条に係る部分に限る。) 令和6年1月1日
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第4項まで)

○ 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の一部改正に伴い、用語の規定を整理することとした。(第2条関係)
- 2 沖縄振興特別措置法に基づく観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域、産業イノベーション促進地域及び国際物流拠点産業集積地域における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の適用について、関係法令の一部改正に伴い規定を整備するとともに、適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。(第3条から第6条まで関係)
- 3 経済金融活性化特別地区における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の適用について、関係法令の一部改正に伴い規定を整備し、大規模償却資産である設備の一部に関し固定資産税に係る取得価格の要件を引き下げるとともに、適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。(第7条関係)
- 4 離島の地域における事業税及び不動産取得税に係る課税免除の適用について、対象業種、対象施設及び取得価格の要件を見直し、適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。(第8条及び第10条関係)
- 5 地方活力向上地域における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除及び不均一課税の適用について、整理計画の認定から事業の用に供するまでの期間に係る要件を緩和し、適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。(第12条関係)
- 6 その他所要の改正を行うこととした。(第9条関係)
- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 8 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第9項まで)

○ 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動に係る費用の公費負担の限度額を引き上げることとした。(第5条、第10条及び第14条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(条例第41号)

- 1 浦添市、宮古島市、大宜味村及び渡嘉敷村の区域に置かれる民生委員の定数を改めることとした。(本則関係)
- 2 この条例は、令和4年12月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県犯罪被害者等支援条例(条例第42号)

- 1 目的について定めることとした。(第1条)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条)
- 3 基本理念について定めることとした。(第3条)
- 4 県、県民、事業者及び民間支援団体の責務について定めることとした。(第4条から第7条まで)
- 5 基本方針について定めることとした。(第8条)
- 6 犯罪被害者等支援計画について定めることとした。(第9条)
- 7 沖縄県犯罪被害者等支援審議会について定めることとした。(第10条)
- 8 財政上の措置について定めることとした。(第11条)
- 9 市町村への協力について定めることとした。(第12条)
- 10 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 11 この条例の施行に伴い、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例(平成15年沖縄県条例第47号)の一部を改正することとした。(附則第2項)

○ 沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例(条例第43号)

- 1 高度衛生管理型荷さばき所の使用料の徴収根拠を定めることとした。(別表第1関係)
- 2 この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 沖縄県樋川立体駐車場の管理及び指定管理者の業務について定めることとした。(第3条及び第4条関係)
- 2 指定管理者の指定の申請について定めることとした。(第5条関係)
- 3 指定管理者の指定及び告示について定めることとした。(第6条及び第7条関係)
- 4 供用時間について定めることとした。(第8条関係)
- 5 利用料金に係る規定を整備することとした。(第9条から第12条まで及び別表関係)
- 6 事業報告書の提出について定めることとした。(第15条関係)
- 7 その他所要の改正を行うこととした。(第13条及び第14条関係)
- 8 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、9は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 9 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第45号)

- 1 紹介がなく来院した患者の初診加算料の額及び他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料の額を改めることとした。(別表第3関係)
- 2 この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第46号)

- 1 認知機能検査員講習手数料の額を改めることとした。(別表第9関係)
- 2 チャレンジ講習手数料等を廃止するとともに、特定任意高齢者講習に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表第9関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第37号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例(昭和47年沖縄県条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第3住宅性能評価書を添えた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項の次に次のように加える。

<p>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 9,000円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 500平方メートル以下の建築物 230,000円</p> <p>(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 364,000円</p> <p>(ロ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 722,000円</p> <p>(ハ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 1,298,000円</p> <p>(ニ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 2,241,000円</p> <p>(ホ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 4,161,000円</p> <p>(ヘ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 5,976,000円</p> <p>(コ) 30,000平方メートルを超える建築物 7,343,000円</p>
<p>確認書又は住宅性能評価書を添えた長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えたもの</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 2,1,000円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 500平方メートル以下の</p>

	に限る。) の認定の申請に対する審査	建築物 36,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 56,000円 (ロ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 92,000円 (ハ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 145,000円 (ニ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 219,000円 (ホ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 370,000円 (ヘ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 468,000円 (コ) 30,000平方メートルを超える建築物 531,000円	
--	--------------------	--	--

別表第3住宅性能評価書を添えた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項の次に次のように加える。

長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更（変更部分について住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えたものを除く。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合 49,500円 イ 共同住宅等の場合 当該長期優良住宅維持保全計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じ、長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の項金額の欄イ(ア)から(イ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ定める額	
-----------------------	---	---	--

<p>確認書又は住宅性能評価書を添えた長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更（変更部分について住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合 10,500円 イ 共同住宅等の場合 当該長期優良住宅維持保全計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じ、確認書又は住宅性能評価書を添えた長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料の項金額の欄イ(7)から(9)までに掲げる区分に応じ、それぞれ定める額</p>
---	--	---

別表第3長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料の項中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第38号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第15条の2の見出し中「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改め、同条中「が同法第231条の2の2」を「又は法第747条の8第1項に規定する機構指定納付受託者（以下この条において「指定納付受託者等」という。）が地方自治法第231条の2の2の規定又は法第747条の7」に、「当該指定納付受託者が同法」を「当該指定納付受託者等が地

方自治法」に改め、「第231条の2の5第1項の規定」の次に「又は法第747条の10第1項の規定」を加え、「同項の」を「これらの規定に規定する」に、「を当該指定納付受託者」を「を当該指定納付受託者等」に改める。

第24条の2中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第28条第1項ただし書中「同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第34条第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第58条第1項及び第2項中「第7条」を「第6条の7第1項」に改め、同条第4項中「第7条の2」を「第6条の8」に改める。

第68条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（法第73条の4から法第73条の7までの規定又は第63条の規定の適用を受ける場合及び不動産登記法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第68条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し申告書の提出を求めることができる。

第72条第2項中「第68条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際併せてこれを」を削る。

第76条中「によつて」を「により」に改める。

第80条第2項中「第68条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際併せてこれを」を削る。

附則第5条の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第20条第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第58条、第76条及び附則第20条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 附則第5条の2第1項の改正規定及び次項の規定 令和5年1月1日
- (3) 第15条の2、第68条、第72条第2項及び第80条第2項の改正規定並びに附則第4項の規定 令和5年4月1日
- (4) 第24条の2及び第28条第1項ただし書の改正規定並びに附則第3項の規定 令和6年1月1日

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の附則第5条の2第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 改正後の沖縄県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 改正後の第68条、第72条第2項及び第80条第2項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第39号

**沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例**

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改める。

第3条中「第6条第5項」を「第6条第4項」に、「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「沖振法第7条の2第8項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に改め、「。以下「省令」という。」を削り、「者」を「認定事業者（沖振法第8条第1項に規定する認定事業者をいう。）」に改める。

第4条中「第28条第5項」を「第28条第4項」に、「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業」を「沖振法第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業」に、「（昭和32年法律第26号）第10条の5の4の2第1項、第42条の12の5の2第1項又は第68条の15の6の2第1項」を「第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項」に、「者」を「認定事業者（沖振法第31条第1項に規定する認定事業者をいう。）」に改め、同条第3号イ中「機械」を「アに掲げるもののほか、機械」に改める。

第5条の見出し中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、同条中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に、「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に、「令

和4年3月31日までの期間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画」を「令和7年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画」に、「製造業等又は」を「沖振法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する」に、「者（沖振法第35条の3第4項の規定による認定を受けた者に限る。）」を「認定事業者（沖振法第36条に規定する認定事業者をいう。）」に改め、同条第1号イ及び第3号イ中「機械」を「アに掲げるもののほか、機械」に改める。

第6条中「第41条第5項」を「第41条第4項」に、「令和4年3月31日までの期間に、」を「令和7年3月31日までの間に、沖振法第42条の2第8項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って、沖振法第3条第11号に規定する」に、「者」を「認定事業者（沖振法第50条第1項に規定する認定事業者をいう。）」に改め、同条第3号イ中「機械」を「アに掲げるもののほか、機械」に改める。

第7条中「令和4年3月31日までの間に、」を「令和7年3月31日までの間に、沖振法第55条の4第8項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画に従って、」に、「1,000万円」を「500万円」に、「100万円を超えるものを新設」を「50万円を超えるものを新設」に、「者」を「認定事業者（沖振法第55条の4第6項に規定する認定事業者をいう。）」に改め、同条第3号イ中「機械」を「アに掲げるもののほか、機械」に、「100万円」を「50万円」に改める。

第8条中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「1,000万円を超えるもの（」を「500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下この条及び次条第1項において「資本金の額等」という。）が1,000万円を超え5,000万円以下である法人（新設又は増設をするものに限る。）にあつては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円を超える法人にあつては2,000万円とする。）以上のもの（同条第12項に規定する確認がある場合に限る。）に、「を新設し、又は増設した者」を「の新設、改修（沖振法第88条に規定する改修に限る。）又は増設をした者（資本金の額等が5,000万円を超える法人にあつては、新設又は増設をした者）」に改める。

第9条第1項中「第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号」に、「租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金

の額等」という。) 」を「資本金の額等」に改める。

第10条中「、水産業又は薪炭製造業（離島の地域内における薪炭製造業に限る。） 」を「又は水産業」に改める。

第12条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に、「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改め、同条第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条から第8条まで及び第12条の規定は、令和4年4月1日以後に施設又は設備を新設し、改修し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税について適用し、同日前に施設又は設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。
- 3 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「新法」という。）第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第29号）第1条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した場合においては、当該施設は、令和4年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。
- 4 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、新法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間

- に改正法第1条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（以下「旧法」という。）第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該設備は、同年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。
- 5 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、新法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に旧法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該設備は、同年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。
- 6 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、新法第41条第4項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に旧法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該設備は、同年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。
- 7 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、新法第55条の2第4項の規定による経済金融活性化計画の認定があった場合には、その認定があった日の前日）までの間に旧法第55条の2第2項第2号に規定する特定経済金融活性化産業に係る事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該設備は、同年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。
- 8 この条例の施行の日前に離島の地域内において薪炭製造業を行う個人に係る事業税の課税免除については、なお従前の例による。
- 9 改正前の第12条に規定する中小連結法人については、改正後の第12条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第40号

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第10条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「37万5,500円と5円2銭」を「38万6,500円と5円18銭」に改める。

第14条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第41号

沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県民生委員の定数を定める条例（平成26年沖縄県条例第67号）の一部を次のように

改正する。

本則の表浦添市の項中「133人」を「141人」に改め、同表宮古島の項中「124人」を「130人」に改め、同表大宜味村の項中「18人」を「19人」に改め、同表渡嘉敷村の項中「3人」を「4人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

沖縄県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第42号

沖縄県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、及び県が講ずる施策の基本的な事項を定めるとともに、当該施策の策定に犯罪被害者等その他関係者の意見を反映するための措置を講ずることにより、犯罪被害者等支援に関する施策の実効性の確保及び犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。

(5) 二次的被害 犯罪被害者等が、その受けた被害に起因して行われる配慮に欠ける言動により受ける精神的な苦痛、経済的な損失その他の被害をいう。

(6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者の相互の連携協力の下に、社会全体として推進していかななければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（民間支援団体の責務）

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、当該民間支援団体が犯罪被害者等支援を行うに当たって必要な知識及び技能の向上を図るよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害に係る損害の回復及び経済的負担の軽減を図ること。
- (2) 犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするための支援を図ること。
- (3) 再被害及び二次的被害の発生の防止を図ること。
- (4) 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民及び事業者の理解の促進を図ること。
- (5) 民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者の育成及び支援を図ること。
- (6) 県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者相互の連携協力体制の整備を図ること。

(犯罪被害者等支援計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるものとする。

2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 前条に規定する基本方針を踏まえて県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策
- (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めようとするときは、広く県民の意見を求め、及び沖縄県犯罪被害者等支援審議会に諮問するものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年度、犯罪被害者等支援計画に基づき実施した施策の実施状況その他犯罪

被害者等支援に関する事項を公表するものとする。

(沖縄県犯罪被害者等支援審議会)

第10条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等支援に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 審議会は、委員8人以内で組織する。

4 委員は、民間支援団体の職員、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第12条 県は、市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策について、市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(ちゅらうちな一安全なまちづくり条例の一部改正)

2 ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

「第8章 犯罪被害者等に対する支援（第25条—第28条）

目次中 第9章 アルコール関連犯罪の防止（第29条—第33条）

「第8章 アル
を

第9章 雑則

第10章 雑則 (第34条)

コール関連犯罪の防止 (第25条—第29条)

(第30条)

に改める。

第1条中「、犯罪の被害者等の支援」を削る。

第8章を削る。

第9章中第29条を第25条とし、第30条から第32条までを4条ずつ繰り上げる。

第33条中「第31条」を「第27条」に改め、第9章中同条を第29条とし、同章を第8章とする。

第34条中「、第28条及び第31条」を「及び第27条」に改め、第10章中同条を第30条とし、同章を第9章とする。

沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第43号

沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例

沖縄県漁港管理条例 (昭和50年沖縄県条例第33号) の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中

2	野積場、漁具干場及び漁港施設用地	1平方メートル当たり1日につき	2円	を
---	------------------	-----------------	----	---

2	野積場、漁具干場及び漁港施設用地	1平方メートル当たり1日につき	2円	に
3	糸満漁港 (北地区) の荷さばき所 (高度な衛生管理に資するものに限る。)	1平方メートル当たり1月につき	260円	

改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第44号

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条を第16条とする。

第8条中「使用者」を「利用者」に、「使用に」を「利用に」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（事業報告書の提出）

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

第7条中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条を第13条とする。

第6条の見出し中「駐車料」を「利用料金」に改め、同条中「知事は、特別の理由があると認めるときは、駐車料」を「指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条を第12条とする。

第4条及び第5条を削る。

第3条の見出し中「駐車料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める駐車料を」を「利用者は、駐車場の利用

に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に、「駐車料」を「利用料金」に改め、同条に次の4項を加える。

- 3 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。
- 6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第3条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（利用料金の納付時期）

第10条 利用者は、駐車場から自動車を出場させる際に利用料金を納めるものとする。ただし、回数駐車券及び定期駐車券による利用料金については、これらの発行を受ける際に納めるものとする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を別に定める期日に收受することができる。

（利用料金の返還）

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合には、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還するものとする。

第2条の次に次の6条を加える。

（駐車場の管理）

第3条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第9条及び第10条の規定による利用料金の收受に関する業務、第11条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務、第12条の規定による利用料金の減免に関する業務その他の利用料金の收受に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (3) 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）に対する誘導及び案内に関する業

務その他の駐車場の施設の利用に関する業務

- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営に関して、知事が必要と認める業務
(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に駐車場の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
(2) 事業計画書等の内容が、駐車場の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(供用時間)

第8条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、入場し、又は出場することができる時間は、規則で定める時間とする。

別表中「第3条関係」を「第9条関係」に、

駐車料

を

基準額

に、

「(使用時間)」を「(利用時間)」に改め、同表備考2中「使用時間」を「利用時間」に、

「駐車料（普通駐車に限る。）の額」を「基準額（普通駐車に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第45号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「5,090円」を「7,000円」に、「2,540円」を「3,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第46号

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表認知機能検査員講習手数料の項中「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改め、同表講習手数料の項中

「	道交法第108条 の2第2項に掲 げる講習	チャレンジ講習	2,650円	を
	道交法施行令第 37条の6の2に 掲げる講習	特定任意高齢者講 習	1,800円	

「	道交法第108条 の2第2項に規 定する講習（運 転免許に係る講 習等に関する規 則（平成6年国 家公安委員会規 則第4号）第1 条に規定する基 準に適合するも のに限る。）	普通自動車対応免 許を受けている者 （道交法第97条の 2第1項第3号イ 及びハに掲げる者 並びに道交法第10 1条の4第3項の 規定の適用を受け る者を除く。）に 対する講習	6,450円	に
		普通自動車対応免 許を受けている者 （道交法第97条の 2第1項第3号イ 若しくはハに掲げ る者又は道交法第 101条の4第3項 の規定の適用を受 ける者に限る。） 又は第一種運転免 許若しくは第二種 運転免許であって 普通自動車対応免	2,900円	

		許以外のもののみ を受けている者に 対する講習	
--	--	-------------------------------	--

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第30号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第258号の2の次に次の2号を加える。

258の3 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料

258の4 確認書又は住宅性能評価書を添えた長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料

別表第1項第260号の2の次に次の2号を加える。

260の3 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料

260の4 確認書又は住宅性能評価書を添えた長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料

別表第1項第262号中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同表第5項第65号中「及び第2項」を削り、同号の次に次の1号を加える。

65の2 道路交通法第108条の2第2項に規定する講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年
国家公安委員会規則第4号）第1条に規定する基準に適合するものに限る。）に係る講習手数料

別表第5項第66号中「及び第37条の6の2」を削る。

附 則

この規則中別表第1項の改正規定は令和4年10月1日から、同表第5項の改正規定は公布の日から施行する。

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第31号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「指定納付受託者」の次に「若しくは法第747条の8第1項に規定する機構指定納付受託者」を加え、「又は納入させる」を「若しくは納入させる」に、「又は納入する方法（）」を「若しくは納入する方法（）」に改める。

第52号様式中「沖縄県 事務所長 殿」を「 沖縄県 県税事務所長 殿」に、
「 事務所長 」

請求に係る更正前の額	請求に係る更正後の額
------------	------------

を

「

請 求 に 係 る 更 正 後 の 額

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第52号様式の改正規定及び次項の規定 令和4年12月31日
 - (2) 第11条第3号の改正規定 令和5年4月1日

(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県税条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第32号

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則（平成14年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2号の算式中「当該新設し、又は増設した」を「当該新設、改修又は増設をした」に、「を新設し、又は増設した」を「の新設、改修又は増設をした」に改める。

第6条第1項第1号中「、水産業及び薪炭製造業」を「及び水産業」に改め、同条第2項第3号イ中「設備」の次に「（条例第8条の規定の適用を受けようとする場合にあっては、新設、改修又は増設をした設備）」を加える。

第1号様式注中「2 用紙の規格は、日本産業規格A4判とする。」を

「2 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第8条の規定の適用を受けようとする場合には、「新設し、又は増設」とあるのは、「新設、改修又は増設を」とする。

3 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第9条の規定の適用を受けようとする場合には、「新設し、又は増設」とあるのは、「取得等を」とする。

4 用紙の規格は、日本産業規格A4判とする。 」

改める。

第2号様式中「畜産業、水産業及び薪炭製造業」を「畜産業及び水産業」に改める。

第3号様式注及び同様式付表注中

「2 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第9条の規定の適用を受けようとする場合には、「新設し、又は増設」とあるのは、「取得等を」とする。 を

3 用紙の規格は、日本産業規格A4判とする。 」

- 「2 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第8条の規定の適用を受けようとする場合には、「新設し、又は増設」とあるのは、「新設、改修又は増設を」とする。
- 3 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第9条の規定の適用を受けようとする場合には、「新設し、又は増設」とあるのは、「取得等を」とする。
- 4 用紙の規格は、日本産業規格A4判とする。」

改める。

第4号様式中

家屋番号	家屋の種類	家屋の構造	床面積	左のうち課税免除対象となる床面積
地番	地目	地積	左のうち課税免除対象となる地積	

を

所在及び家屋番号	家屋の種類	家屋の構造	床面積	左のうち課税免除対象となる床面積
所在及び地番		地目	地積	左のうち課税免除対象となる地積

に改め、同

様式注中

- 「2 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第9条の規定の適用を受けようとする場合には、「新設し、又は増設」とあるのは、「取得等を」とする。」
- 3 用紙の規格は、日本産業規格A4判とする。」
- 「2 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第8条の規定の適用を受けようとする場合には、「新設し、又は増設」とあるのは、「新設、改修又は増設を」とする。
- 3 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第9条の規定の適用を受けようとする場合には、「新設し、又は増設」とあるのは、「取得等を」とする。」
- 4 用紙の規格は、日本産業規格A4判とする。」

改める。

第5号様式中

家屋番号	家屋の種類	家屋の構造	床面積	左のうち不均一課税の対象となる床面積
地番	地目	地積	左のうち不均一課税の対象となる地積	

を

所在及び家屋番号	家屋の種類	家屋の構造	床面積	左のうち不均一課税の対象となる床面積
				左のうち不均一

に改める。

所在及び地番	地目	地積	課税の対象となる地積

第8号様式中 「地 番」 を 「所在及び地番」 に改める。

第9号様式中

家屋番号	家屋の種類	家屋の構造	床面積	左のうち課税免除又は不均一課税の対象となる床面積
地番	地目	地積	左のうち課税免除又は不均一課税の対象となる地積	

を

所在及び家屋番号	家屋の種類	家屋の構造	床面積	左のうち課税免除又は不均一課税の対象となる床面積
所在及び地番	地目	地積	左のうち課税免除又は不均一課税の対象となる地積	

に改める。

第10号様式中 「所在地」 を 「所在及び地番」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第33号

沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県犯罪被害者等支援条例（令和4年沖縄県条例第42号）第10条第8項の規定に基づき、沖縄県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、子ども生活福祉部消費・くらし安全課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)
- 2 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

沖縄県消費生活審議会委員	日額 9,300
--------------	----------

 」 を

「

沖縄県消費生活審議会委員	日額 9,300
沖縄県犯罪被害者等支援審議会委員	日額 9,300

 」 に改める。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

- 3 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。
第48条の2第1項中第27号を第28号とし、第21号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(2) 犯罪被害者等支援審議会に関すること。

第241条第2号の表沖縄県消費生活審議会の項の次に次のように加える。

沖縄県犯罪被害者等支援審議会	沖縄県犯罪被害者等支援条例（令和4年沖縄県条例第42号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること及び犯罪被害者等支援に関する重要事項について答申し、又は建議すること。	子ども生活福祉部	消費・くらし安全課
----------------	--	----------	-----------

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第34号

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年沖縄県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第10条を第12条とする。

第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(事業報告書)

第11条 条例第15条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 駐車場の管理に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 駐車場の使用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第8条の見出し中「駐車料」を「利用料金」に改め、同条中「第6条」を「第12条」に、「駐車料（）」を「利用料金（）」に、「駐車料を」を「利用料金を」に、「減額することができる」を「減額する」に、「駐車料の額」を「利用料金の額」に改め、同条第2号中「知事」を「指定管理者」に、「駐車料の全部」を「利用料金の全部」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出しを「（利用料金の返還）」に改め、同条第1項中「第5条」を「第11条」に、「知事が特別の理由があると認めるとき」を「利用料金を返還する場合」に、「ときとし、還付することができる」を「場合とし、返還する」に改め、同項第1号中「とき。」を「場合」に、「駐車料」を「利用料金」に改め、同項第2号中「知事」を「指定管理者」に、「駐車料」を「利用料金」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第2項中「駐車料を還付すべき」を「利用料金を返還すべき」に、「駐車料の還付」を「利用料金の返還」に改め、同条第4項中「駐車料の還付」を「利用料金の返還」に、「駐車料還付申請書（第4号様式）を知事」を「利用料金返還申請書（第5号様式）を指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第3号様式」を「第4号様式」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第5条第2項中「第2号様式」を「第3号様式」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「第1号様式」を「第2号様式」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条第2項中「駐車料」を「利用料金」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出しを「（入出場時間）」に改め、同条第1項中「沖縄県樋川立体駐車場（以下「駐車場」という。）の供用時間」を「条例第8条に規定する入場し、又は出場することのできる規則で定める時間（以下「入出場時間」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「供用時間」を「入出場時間」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定申請書等)

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第4号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に、「駐車料還付申請書」を「利用料金返還申請書」に、「沖縄県知事」を「指定管理者」に、「駐車料の還付」を「利用料金の返還」に、「第7条第4項」を「第8条第4項」に、「還付を受ける」を「返還を受ける」に、「納付した駐車料」を「納付した利用料金」に、「還付申請額」を「返還申請額」に改め、同様式を第5号様式とする。

第3号様式中「第6条」を「第7条」に、「沖縄県知事」を「指定管理者」に、「納付駐車料金額」を「納付利用料金額」に改め、同様式中注2を削り、注3を注2とし、同様式を第4号様式とする。

第2号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に、「沖縄県知事」を「指定管理者」に、「第5条第2項」を「第6条第2項」に、「納付駐車料金額」を「納付利用料金額」に改め、同様式を第3号様式とする。

第1号様式中「第4条」を「第5条」に、「沖縄県知事」を「指定管理者」に、「駐車料及び」を「利用料金及び」に、「駐車料 円」を「利用料金 円」に、「納付駐車料金額」を「納付利用料金額」に改め、同様式を第2号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第1号様式 (第2条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地
申請者 団体の名称
代表者の氏名

沖縄県樋川立体駐車場の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和4年沖縄県条例第44号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 一部改正条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、改正後の第2条の規定及び第1号様式の例による。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第13号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月29日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,090円」を「7,000円」に、「3,300円」を「5,000円」に、「2,540円」を「3,000円」に、「1,520円」を「1,900円」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第28号

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月29日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成7年沖縄県選挙管理委員会告示第77号）の一部を次のように改正する。

第4号様式その1備考4(2)中「15,800円」を「16,100円」に改める。

第5号様式備考4(2)ア中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式備考4(2)イ中「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改める。

第6号様式備考4(2)ア中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同様式備考4(2)イ中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

第7号様式その1（別紙）その2中「15,800」を「16,100」に改め、同様式その2（別紙）備考1(1)中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式その2（別紙）備考1(2)中「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2(1)中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同様式その3（別紙）備考2(2)中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

この告示は、令和4年7月29日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--